

FAO/WHO 合同食品規格計画 (Codex Alimentarius Commission)

第 36 回コーデックス残留農薬部会の概要

平成 16 年 4 月 19 日から 4 月 24 日まで、インド共和国・ニューデリーにて開催された標記会合 (Codex Committee on Pesticide Residue: CCPR) の概要は次のとおり。

本部会には、38 か国、1 機関及び 13 国際団体が参加した。我が国からは、厚生労働省食品安全部企画情報課・三浦公嗣食品国際企画調整官ほか、農林水産省、内閣府食品安全委員会事務局及び環境省から担当者が出席した。

議題 1 議題の採択

原案どおり採択された。

議題 2 報告者(Rapporteurs)の選任

ラン氏 (ニュー・ジーランド) 及び山田友紀子氏が報告者に指名された。

議題 3 本部会に付議された案件

第 26 回コーデックス委員会総会などで審議され本部会の作業に関係する案件が報告された。

議題 4 2003 年 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (Joint Meeting on Pesticide Residues: JMPR) からの一般的審議事項の報告

JMPR 事務局より、2003 年に開催された JMPR での審議事項について報告された。このうち、「②血液学的影響に基づく急性参照値設定(Acute RfD)」について、血液学的影響を指標とする適正な単回投与試験の指針が必要であり、2004 年 JMPR において審議する予定である旨の報告があった。

議題 5 経口摂取量に係る GEMS/Food の進捗報告

WHO から、GEMS/Food における 13 の食事モデルに関する進捗報告 (新版の FAO 食品バランスシートの利用、欠損データ・国のリストの作成) などについて報告が行われた。

議題 6 MRL 設定における食品由来曝露：コーデックス MRL 設定のための確率論的手法 (Probabilistic Methodology) の採用に関する討議資料

本議題に対し各国から、曝露評価において確率的摂取量計算を採用することへの賛同が示される一方、根本的な問題点もいくつか示された。WHO から、本年 11 月に化学物質の摂取量評価に関するワークショップを開催する予定であるとの報告があり、同ワークショップに対して確率的摂取量評価に関する質問事項をまとめ提出することを合意した。

議題 7 食品および飼料の残留農薬基準値 (MRLs) 案の検討 (ステップ 7 及び 4 の基準値案)

議長から、JMPR の曝露評価で ADI もしくは Acute RfD の超過が見られた場合、曝露評価が完了するまで当該 MRL をステップ 6 から上のステップに進めないこと、次回本部会に短期曝露について

JMPR で問題点が指摘された物質のすでに採択された基準値のリストを提出し削除を検討することなどが報告された。また、本部会では、キャプタンなど 54 農薬の残留農薬基準値について検討した。

議題 8 残留農薬基準の設定にあたって本部会が使用するリスク分析方針

リスク分析方針案について、各国から、“other legitimate factor”の記述や暴露評価に関して CCPR と JMPR の役割の明確化、“Safety assessment”の定義の導入、既存リスク管理方針の追加などの意見があった。

次回本部会での検討のため、リスク分析方針案の改訂を行うこと（ステップ 3）及び我が国の協力の下、議長が現行の CCPR リスク管理方針を含めた現行案の改正を行うことを合意した。

議題 9 残留農薬分析法に係る検討事項

残留物質の特定及び定量に係る質量分析計の利用について、残留分析における G L P ガイドラインの 4.7 項から 4.9 項を差し替えた上で、ステップ 3 でのコメント要請を行うこととした。

また、分析結果の不確かさ（Uncertainty）については、残留分析における G L P ガイドラインを改正することとして、ステップ 3 でのコメント要請を行うこととした。併せて、オランダに対して、次回本部会での検討のため、測定における不確かさの使用や影響について検討用資料の作成を求めた。

議題 10 農薬に関するコーデックス優先リストの設定

作業部会結果報告に基づき、臭化メチル代替品のフッ化スルフリルについて 2005 年評価予定に変更することなどを合意した。

議題 10a 農薬に関する優先規準案

資料提出手続きにおける混乱を軽減するため、優先規準案に追加する手続き案を回覧し、次回本部会において審議することとした。

議題 11 各国基準を Codex の暫定基準として設定するためのパイロットプロジェクト

米国から、ピフェナゼート、フルジオキシニル及びトリフロキシストロピンの暫定基準案及び暴露評価結果と、パイロットプロジェクトの手続き案について説明があった。また各国政府に対して、評価に必要な情報をまとめた要約を提供することや個別試験成績が必要な場合は提案国に要求することなどの説明があった。

多くの国が、本パイロットプロジェクトを基本的に支持する旨を表明した。各国からは、本プロジェクトに係る農薬の“safer”と“replacement”の定義や関係国・機関及び企業などの責任の明確化、同一作物に対し各国からの提案する基準が異なる場合の取扱い、提案国における毒性及び残留性試験を含む評価内容の提供などについて懸念が示された。

本部会は、手続きにおいて不透明な部分は今後パイロットプロジェクト実施期間において解決できるとの理解のもとに、当面、米国から提案のあった暫定基準設定の手続きを用いること及びこの手続きに基づき作成された暫定基準は 4 年以上維持しないことを合意した。

議題 12 香辛料の残留基準設定に係る検討資料

香辛料に関する定義、関心が持たれている香辛料のリスト、グループ MRL 設定のための類似香辛料のグループ化及び残留基準設定におけるモニタリングデータ利用の判断規準などに関する検討資料に基づき検討した。また、香辛料における既存農薬の残留基準設定を JMPR における農薬の再評価において行うこととし、必要なデータを 2004 年 5 月までに提出することなどを合意した。

議題 13 食品および飼料のコーデックス分類（以下、「食品等分類」と略す）改訂に関する検討

オランダより、新たな作物の追加提案（新規作物追加の判断基準に適合するか否かを検討する必要がある）など限定的な変更を行った改訂案及び豪州から提供された旧版の電子版について報告された。

食品等分類の限定的改訂について、総会に対し新たな作業としての承認を求めるとともに、オランダと日本に作業文書作成を依頼することとした。

議題 14 加工食品等の残留基準設定に関する検討資料

欧州共同体が、次回本部会での検討のため、米国との協力の下、加工試験の利用と加工食品に対する残留基準設定に関する検討資料を作成することとした。

議題 15 その他の事項

インドから茶及びオイルシードに関する国内残留試験成績を提出するので JMPR での評価を依頼したい旨発言があった。また中国からも茶について同様の申し出があった。

議題 16 次回開催予定

第 37 回本部会は 2005 年 4 月 18 日～23 日までの日程でオランダ王国・ハーグにおいて開催される予定。また、第 38 回本部会については、ブラジルから同国での開催が提案され承認された。

議題 17 報告書の採択

事実関係等一部修正の上、事務局作成の報告書案を採択した。

(以上)